

鹿島共同可燃ごみクリーンセンター  
余剰電力の売却事業  
仕様書

## 1 概要

本仕様書は、鹿島地方事務組合（以下「本組合」という）で所有するエネルギー回収型廃棄物処理施設で発電した余剰電力から電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく再生可能エネルギー（以下「FIP分」という）及び再生可能エネルギー以外のエネルギー（以下「非FIP分」という）の売却について適用する。

### (1) 事業名

鹿島共同可燃ごみクリーンセンター余剰電力の売却事業

### (2) 事業内容及びプロポーザル方式採用理由

本事業は、鹿島共同可燃ごみクリーンセンターにおける余剰電力の売却を目的とした事業であり、本施設は全体の発電量の内、自家消費分を除いた6割程度は再生可能エネルギーによって発電された電気（以下「FIP分」という）を活用して発電を行う施設である。そのためFIP分である余剰電力の売却にあたっては価格以外の付加価値（電力の地元地域への有効活用や還元を通しての地域活性化など）も求める。よって価格以外の付加価値も考慮したFIP分の利活用と再生可能エネルギーによって発電された電気以外の電気（以下「非FIP分」という）についての売却価格等を総合的に判断し、小売電気事業者（以下「事業者」とする）を選定する必要があるため、プロポーザル方式を採用し事業者を募集するものである。

### (3) 対象施設

#### ①エネルギー回収施設 一般廃棄物焼却施設

発電場所：神栖市東和田21番11

発電能力：4,880kw

供給最大電力：3,500kw

力率：90%

接続電力系統：東京電力パワーグリッド株式会社

発電設備情報

設備名称：鹿島共同可燃ごみクリーンセンター

発電事業者名：鹿島地方事務組合

代表者氏名：管理者 石田 進

設備認定日：認定申請中

### (4) 供給地点（電気工作物の財産分界点と保安上の責任分界点）

東京電力パワーグリッド株式会社の引込線と対象施設の区分開閉器との接続点

### (5) 発電の停止及び制限

対象施設は、一般廃棄物の焼却の熱を利用し発電しており、搬入されるごみの量、性状、季節、天候等の要因に合わせた効率的な施設運転を実施する見込みで

あることから、発電量の変動や施設の機能を維持するための定期点検、修繕等による発電量の低下や停止の発生に際しては、本組合で何らの責任を負うものではない。

## 2 売却期間及び売却電力量

### (1) 売却期間 令和6年2月1日0時から令和8年3月31日24時まで

※ただし、現在FIP認定申請中でFIP認定は令和6年4月以降となる見込みである。よってFIP認定となるまでの期間は売却電力量の全量を非FIP分で購入すること。

### (2) 売却電力量

- ① 対象施設における余剰電力として本組合が事業者に供給する電力量（以下、「売却電力量」という。）について、売却電力量にバイオマス比率を乗じたものをFIP分とし、売却電力量からFIP分を減じたものを非FIP分とする。
- ② 実際の売却にあつては、売却電力量が予定売却電力量と比較して増減がある場合、及び天候、保守点検、機器故障等により売却電力量に変動が生じても、事業者はその全量を購入するものとする。
- ③ 予定売却電力量及び月別の売却電力量とFIP分と非FIP分の比率の見込みを表1に示す。ただし、本施設は一般廃棄物の焼却設備であり、ごみの搬入量や性状、天候等により発電電力量及びバイオマス比率が変動するため、その比率を保障するものではない。

### (3) バイオマス比率の報告等

本組合では本施設について、毎月ごみ組成分析を実施して各月のバイオマス比率を把握するとともに、その結果、東京電力パワーグリッド株式会社に書面にて報告する。なお、バイオマス比率の単位は0.001パーセントとし、その端数は、小数点以下第4位を四捨五入し、小数点以下第3位までとする。

## 3 売却電力量の計量等

- (1) 売却電力量の計量は、送電電力量計（本組合の負担により東京電力パワーグリッド株式会社が供給場所に設置し保有するものをいう。以下、「電力量計」という。）により行うものとする。
- (2) 電力量計の検針は、原則として毎月末24時に東京電力パワーグリッド株式会社の自動検針により行い、事業者は同社から通知される非FIP分の電力量の結果を本組合に速やかに通知し確認を受けるものとする。
- (3) 電力量計に不具合が生じたときは、その期間内の売却電力量についてその都度、本組合と事業者で協議して決定するものとする。

#### 4 電力料金の算定

- (1) 電力料金の算定は、1か月（前月の1日0時から同月末日24時までの期間とする。）の売却電力量により算定する。
- (2) 上記(1)の電力料金は、3により計量された売却電力量にFIP分及び非FIP分それぞれの電力料金単価を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とする。

#### 5 電力料金の支払い

本組合は、4により算定された当該月額分の電力料金を翌月、事業者に請求し、事業者は同月末日（その日が金融機関の休業日の場合は、その翌営業日）までに支払うものとする。

#### 6 費用負担

事業者は、電気を受給するにあたり必要な機器の準備、運用及び機器交換、送配電事業者との調整、その他経費を負担するものとする。

#### 7 その他

##### (1) 契約満了時における引継ぎ事務

事業者は、この契約の期間満了又は解除があった場合には、次に本組合と契約を締結する者に対して、名義の変更等の契約における必要な事務を遅滞なく行うものとする。

##### (2) インバランス対応

事業者は、インバランスに関する対応（バランスンググループの形成やインバランス調整、インバランス料金の負担など）を行うものとする。

##### (3) 秘密の保持

本件の履行に関して知り得た情報を他に利用、開示してはならない。また、個人情報取り扱いについては鹿島地方事務組合情報公開及び個人情報保護に関する条例を遵守するものとし、データの秘密保持について万全の管理を行うものとする。

##### (4) 地域貢献事業等の実施計画書の作成、中間報告

事業者は、地域貢献等に係る実施計画書を作成し、令和6年1月31日までに組合に提出すること。また、実施状況について、6ヵ月毎に中間報告書を提出すること。

##### (5) 地域貢献事業等の実施結果報告

事業者は、地域貢献事業等の実施結果について、本組合に書面で報告すること。

(6) 協議

仕様書等に定めのないその他の事項については、本組合と事業者の協議により定めるものとする。